

退職金の確実な支給に向けた取組について

平成29年3月10日
厚生労働省労働基準局

1 未請求退職金の状況（一般中退）

（1）2年経過後の未請求退職金の状況（人数ベース）

年 度	① 未請求者数 (人)	② 退職金等受給権者数 (※1) () 内は退職した年度 (人)	③ 未請求者の 比率(※2) 【①/②】
23年度	5,087	281,986 (21年度)	1.80%
24年度	4,735	274,385 (22年度)	1.73%
25年度	4,403	277,650 (23年度)	1.59%
26年度	3,907	279,076 (24年度)	1.40%
27年度	3,778	266,913 (25年度)	1.42%

※1 退職等により、() 内の年度に受給権が発生した者の総数であり、このうち2年経過後も退職金等の請求をしていない者が①である。

※2 現中期目標（平成25年度～平成29年度）では、平成29年度末までに1%程度とすることとされている。

（2）2年経過後の未請求退職金の状況（金額ベース）

年 度	① 2年経過後の 未請求退職金額 (千円)	② 受給権者に係る退職金の総額 ※() 内は退職した年度 (千円)	③ 未請求退職金額 の割合 【①/②】
23年度	2,029,725	408,444,657 (21年度)	0.50%
24年度	1,976,714	379,283,552 (22年度)	0.52%
25年度	1,974,122	375,408,203 (23年度)	0.53%
26年度	1,744,453	379,065,239 (24年度)	0.46%
27年度	1,625,973	356,664,164 (25年度)	0.46%

2 退職金未請求者に対する主な取組（一般中退）

制度加入時から退職後まで、以下のとおり加入状況の通知・退職金の請求勧奨を実施

（制度加入）

- 共済契約者（事業主）を通じ、毎年、「加入状況のお知らせ」を発行

- 制度加入時に被共済者に対し、「加入通知書」を発行

（退職時）

※退職時には、事業主から退職年月日及び被共済者住所等を記載した「被共済者退職届」を機構へ届出するとともに、被共済者へ退職金共済手帳を交付

①退職後3ヶ月

②退職後2年

退職後5年
③直前 ④経過後

- 被共済者の退職後、一定のタイミング（退職後3ヶ月経過後、2年経過直前、5年経過直前）で、勤退機構から請求勧奨を実施
- 共済契約者を通じて電話番号情報を把握できた未請求者に対しては、請求勧奨業務の一部を委託している業者から、在宅時間（夜間・休日を含む）に合わせた⑤テレフォンアプローチを実施。

【参考】平成27年度実績 ※数値は延べ数。

①退職後3ヶ月経過後	②退職後2年経過直前	③退職後5年経過直前	④退職後5年経過後	⑤テレフォンアプローチ件数	その他の取組
17,990	8,124	1,363	1,617	1,152	②は、退職後2年経過直前の未請求者（平成25年度脱退者）への定期的な請求勧奨に加え、再度の請求勧奨に反応がなかった者に対する追加の請求勧奨の実施を含む（追加の請求勧奨はうち2,394件）

3 長期未更新者の状況（特定業種）

○長期未更新者調査の結果

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
建退共	長期未更新者調査対象者数	29,201	27,648	28,159	27,465	24,725
	①うち手帳更新となった数	2,944	3,163	3,114	3,100	3,806
	②うち退職金請求手続となった数	1,366	1,419	1,172	1,467	1,879
	③うち就労が確認できた数（※）	8,356	7,707	7,996	7,319	4,268
	④上記①～③以外で住所が判明した数	8,464	8,196	8,546	10,080	12,637
⑤上記①～③以外で住所が不明であった数	8,071	7,163	7,331	5,499	2,135	
清退共	長期未更新者調査対象者数	54	39	26	3	17
	①うち手帳更新となった数	10	2	1	0	1
	②うち退職金請求手続となった数	20	5	13	1	9
	③うち就労が確認できた数（※）	24	32	8	0	0
	④上記①～③以外で住所が判明した数	-	-	4	2	6
⑤上記①～③以外で住所が不明であった数	-	-	0	0	1	
林退共	長期未更新者調査対象者数	157	289	296	189	153
	①うち手帳更新となった数	26	44	26	35	31
	②うち退職金請求手続となった数	41	26	39	56	39
	③うち就労が確認できた数（※）	60	135	130	27	11
	④上記①～③以外で住所が判明した数	-	-	100	70	65
⑤上記①～③以外で住所が不明であった数	-	-	1	1	7	

（※）手帳更新に至るまでの就労日数に満たない者で現在就労している者が該当。

長期未更新者調査とは ⇒ 直近の更新申請を行った事業主を通じての現況調査（郵送調査・電話調査（清退共・林退共））

【建退共の長期未更新者調査】

各年度当初において、新たに発生した長期未更新者（過去3年間共済手帳の更新がない被共済者）を対象に調査を実施。

【清退共・林退共の長期未更新者調査】

各年度当初において、新たに発生した長期未更新者（過去3年共済手帳の更新がなく、掛金納付月数24月以上の被共済者）を対象に実施。

4 長期未更新者に対する主な取組（特定業種）

業界引退者への確実な退職金支給のための取組

1 加入通知の実施

- 新規加入の被共済者に対し、機構から直接、共済制度に加入したことを通知

2 手帳更新、退職金請求の要請

- 長期未更新者（過去3年間共済手帳の更新のない被共済者）に対する現況調査の実施
- 上記の取組後、共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者へ直接、手帳更新、退職金請求を要請
- 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」の成立をふまえて、住所把握が困難である被共済者についても、住基ネットを活用し住所確認を行うことにより、請求勧奨を実施

3 被共済者管理システムの整備

- 共済手帳申請書・共済手帳への住所記載を徹底し、新規加入時、共済手帳の更新時、長期未更新者調査時に入手した被共済者住所情報をデータベース化
- 長期未更新者の年齢別、未更新期間別、共済手帳の更新冊数別、退職金試算額別の状況等が集計できるようシステムを抜本的に改修

4 今後の取組

- 長期未更新者調査後、さらに2年間動きがない方を対象とし、退職金の請求勧奨を実施【平成28年度からの新たな取組】
- 手帳の更新後相当の期間を経過し、かつ年齢等を勘案して業界を引退していると思われる労働者を対象として、新たな請求勧奨を実施予定（建退共）

(参考) 未請求退職金の発生防止対策の強化

- 今般の法改正により、勤退機構が行う退職金の支給に関連する一連の事務において、住基ネット・マイナンバーの利用が可能となった。
- 未請求退職金の発生防止対策の強化として、一般の中退共制度において、共済契約者が、被共済者が退職した旨の届出を勤退機構に提出する際に、マイナンバーの記載を求める。

<マイナンバーを利用した住基ネット活用のイメージ>

